



設楽町 一般不妊治療費・特定不妊治療費助成事業

不妊治療を受けているご夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を助成します。

	一般不妊治療	特定不妊治療
対象治療	保険適用の不妊検査・投薬 人工授精	保険適用の体外受精・顕微受精 保険適用の特定不妊治療とあわせて実施した先進医療(令和7年4月1日以降に実施したもの)
対象者	次のいずれにも該当するもの ①治療開始日時点で戸籍上の夫婦又は事実婚関係にある兩人 ②夫又は妻の一方又は両方が設楽町に住所があること (事実婚の場合は2人とも設楽町の同一住所、同一世帯にあること)	
助成額	【限度額】 1年度あたり上限15万円 ※ただし、一般不妊治療の自己負担額から高額療養費制度や付加給付金制度により助成された額を控除した額と15万円のいずれか少ない方となります。	【限度額】 1回の治療につき上限50万円 ※ただし、特定不妊治療の自己負担額から高額療養費制度や付加給付金制度により助成された額を控除した額と50万円のいずれか少ない方となります。
助成期間	助成を開始した診療月から継続する2年間	制限なし
助成回数	制限なし	初めて助成金を申請した際の治療開始日の女性の年齢によって下記のとおりとなります。 (1) 40歳未満 子ども1人につき通算6回 (2) 40歳以上43歳未満 子ども1人につき通算3回
申請に必要なもの	①不妊治療費等助成事業申請書(一般不妊治療用または特定不妊治療用) ②事業に関する同意書 ③受診等証明書(一般不妊治療用または特定不妊治療用) ④事実婚に関する申立書(該当する場合) ⑤領収書 ⑥戸籍謄本又は婚姻関係がわかるもの ⑦住民票 ⑧高額療養費・付加給付金の支給決定通知書(該当する場合) *②の同意書を提出された場合は⑥、⑦に関する書類は町が確認するので省略できます。本籍地が町外の場合の戸籍謄本は申請者が準備して下さい。	
申請期限	3月診療分から翌年2月診療分を助成対象年度の3月末までに申請 (例:令和7年3月~令和8年2月診療分を令和8年3月末までに申請)	申請は1回の治療ごと、原則として治療が終了した日から1年以内に申請
申請方法	申請に必要なものをして保健福祉センターへご持参ください。申請書類は、保健センターにあります。また、設楽町ホームページからも印刷できます。	

〈申請・問い合わせ先〉 したら保健福祉センター 電話 0536-62-0901